

# SDGs 未来都市春日部ロゴマーク使用マニュアル

## 1 趣旨

このマニュアルは、市民にSDGs（平成27年9月に国際連合総会で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された国際目標をいう。以下同じ。）に関心を持ってもらい、広く普及及び啓発する目的で作成したSDGs 未来都市春日部ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の使用その他の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

## 2 取扱原則

ロゴマークは、SDGsへの取組を促進するために広く市民、事業者等の使用を認めるものとする。

## 3 使用基準

ロゴマークを使用しようとする者（以下「使用者」という。）は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する場合は、ロゴマークを使用することができる。使用するにあたっては、事前に春日部市政策企画課へ連絡を要することとする。

- (1) デザインを加工しないこと（別に定める「SDGs未来都市春日部ロゴマークマニュアル」に則って使用すること。）。
- (2) 品位を損なわないものであること。
- (3) 法令及び公序良俗に反しないこと。
- (4) 宗教団体等が布教のため又は自己を標示するために使用しないこと。
- (5) 選挙活動その他政治活動に使用しないこと。
- (6) その他市長が不相当と認めるものでないこと。

## 4 使用許可期間

市が一般的または特定の通知により別途連絡しない限り、ロゴマークは2030年12月31日まで使用できる。この期日は、持続可能な開発目標を達成すべき期限に一致する。SDGsに関する刊行物との関連するものである場合は、2030年12月31日以後も使用することができる。

## 5 使用の禁止

市は、使用者が「3 使用基準」の各号に掲げる要件のいずれかに該当しない場合は、使用者に対し使用を禁止することができる。このマニュアルにより使用を禁止したことに係る損害について、市は一切の責めを負わない。

## 6 その他

このマニュアルに定めるもののほか、ロゴマークの使用に関し必要な事項は、市が別に定める。

附則 このマニュアルは、令和2年11月11日から施行する。

附則 このマニュアルは、令和3年5月21日から施行する。

附則 このマニュアルは、令和5年6月27日から施行する。